

福井労働局職業安定部職業対策課

担当

課長補佐 奥村 勝彦

課 長

電 話 0776-26-8613

松川 隆典

外国人雇用状況の届出状況(平成26年10月末現在)について

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。)の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認を行い、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けられています。

今般、外国人雇用状況の届出に基づき、平成26年10月末現在の届出状況を集計 し公表するものです。

Ⅱ 届出状況の概要

1 届出のあった事業所及び外国人労働者の概要

- (1) 平成 26 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業 所は 922 社(前年同期比 16 社、1.8%増)であり、外国人労働者数は 5,363 人 (前年同期比 670 人、14.3%増)であった。
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は84 社、当該事業所で就 労する外国人労働者は1,584人であり、それぞれ事業所全体の9.1%、外国人労 働者全体の29.5%を占めている。

2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、中国が最も多く 2,759 人で、外国人労働者数全体の 51.4%、 次いで、ブラジルが 27.4%、フィリピンが 8.3%となっている。 (表 1)
- (2) 在留資格別では、「技能実習」が外国人労働者全体の 48.2%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」【注1】が 43.5%、「専門的・技術的分野の在留資格」【注2】が 6.0%となっている。(表1)
- 【注1】「身分に基づく在留資格」は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 【注2】「専門的・技術的分野の在留資格」は、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国については、「技能実習」が 79.6%、「身分に基づく在留資格」が 12.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が 5.2%となっている。

ブラジルについては、「身分に基づく在留資格」が 99.8%を占め、具体的には 「永住者」が 44.5%、「定住者」が 40.6%となっている。 (表 1)

3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 安定所別の外国人労働者割合をみると、武生所が 43.6%を占め、次いで福井所 35.2%、三国所 8.6%、大野所 6.7%、小浜所 4.0%、敦賀所 1.8%の順となって いる。(表2)

安定所毎の労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合では、武生所が 58.1%、三国所が 23.4%、小浜所が 14.4%、福井所が 4.3%となっている。 (表 2)

- (2) 産業別の外国人労働者数をみると、「製造業」が 66.2%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」【注3】が 11.3%、「卸売・小売業」が 6.5%、建設業3.1%となっている。(表4)
 - 【注3】「サービス業(他に分類されないもの)」は、警備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。
- (3) 在留資格別・産業別にみると、「製造業」については、「技能実習」が 61.0%、「身分に基づく在留資格」が 35.7%となっている。「サービス業(他に 分類されないもの)」では、「身分に基づく在留資格」が 97.4%を占め、「宿泊業・飲食サービス業」についても「身分に基づく在留資格」が 49.2%を占めている。(表6)
- (4) 国籍別・産業別にみると、中国、ブラジル、フィリピンについては、「製造業」が 77.1%、59.8%、55.2%と最も高い割合を占め、G 8 等では、「教育、学習支援業」が 25.9%と高い割合を占めている。(表 7)
- (5) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「50 人未満」規模の事業所が、事業所数及び外国人労働者数ともに最も多く、それぞれ全体の 70.8%、44.4%を占めている。(表8)